

Title	植田麻記子君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.4 (2011. 4) ,p.133- 142
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110428-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

植田麻記子君学位請求論文審査報告

1 問題の所在と論点

植田麻記子君の博士学位請求論文「芦田均にみる『自由主義』の展開―戦後日本の政治と外交における複線性の一考察」は、芦田均（一八八七―一九五九）が当事者として活動した戦後日本の政治外交史における「自由主義」の複合的展開を解き明かすことによって、戦後日本の政治と外交を構造的に規定した「一九五五年体制」および「吉田路線」の起源に迫ろうとする意欲的な研究である。すなわち植田君は、芦田均の行動を規定した要因としての「自由主義」に着目することで、吉田茂を軸に成立した「保守本流」に対抗する「保守傍流」の意義を再評価し、そのことよって戦後日本政治外交の構図が「吉田路線」および「一九五五年体制」に収斂する過程で埋もれた複線性に光を当ててゐるのである。その構成は以下のとおりである。

序論

- (一) 問題の所在
- (二) 先行研究の検討
- (三) 分析枠組み
- (四) 構成
- (五) 史資料

第一章 人と思想

第一節 青年期と外交官時代

- (一) 出自と教育

- (二) 第一次世界大戦と「国民外交」論の形成

第二節 太平洋時代における政治外交

- (一) 政界参入とプレス事業

- (二) 太平洋問題と米国外交分析

第三節 自由主義論争と「中道政治」論の形成

- (一) 「立憲自由主義」

- (二) 自由主義論争

第二章 敗戦と「立憲自由主義」の再興

第一節 立憲政治の再建

- (一) 敗戦前夜と戦争の総括

- (二) 自由党の結成

第二節 労働問題と憲法問題

- (一) 厚生行政―労働組合法の制定

- (二) 憲法改正問題

第三節 独立への布石

(一) 戦争の放棄―「芦田修正」

(二) 「国民主権」と戦後民主主義

(三) 連立の模索―保守としての自意識

第三章 初期占領政策と中道政治の運営

第一節 中道政権の成立

(一) 公職追放問題

(二) 民主党の結成

第二節 中道政権の運営

(一) 早期講和と「芦田書簡」

(二) 米ソ対立の先鋭化

第三節 中道政権の崩壊

(一) 外資導入と講和問題

(二) 対日占領政策の転換―民主化から経済復興へ

第四章 再軍備運動と保守合同

第一節 講和問題と超党派外交

(一) 経済政策をめぐる対立軸―反ドッジ・ライン

(二) 朝鮮戦争と「芦田意見書」

第二節 講和承認と再軍備論争

(一) 安全保障政策をめぐる対立軸―第一次「吉田⇄芦田

論争」

(二) 改進黨の結成

第三節 改憲論と保守合同

(一) 憲法改正問題と保守再編―第二次「吉田⇄芦田論争」

(二) 日本民主党の結成から保守合同へ―五五年体制下の

改憲論

結論

史資料および文献について

周知のとおり、占領期に首相として政治外交のかじ取りをした吉田茂は、一九五一年九月、サンフランシスコにおいて対日講和条約と共に日米安全保障条約に調印した。吉田は米国からの再軍備要請に対し、憲法九条の「戦争放棄」を盾に戦後復興を優先させる路線を選んだが、それは憲法九条と日米安全保障条約を基礎とする日本外交の基本路線に収斂し、「吉田路線」と呼ばれるようになる。この「吉田路線」は戦後日本を経済大国に導くことになったものの、同時に根本的な問題を抱えていた。敗戦国日本に対する懲罰的な機運が優勢であった最中の一九四六年に成立した戦後憲法、とりわけ「戦争放棄」を規定した憲法九条と、その後発生した冷戦を背景に米国の安全保障政策の要となる米軍の日本駐留を規定した日米安全保障条約は、それぞれ全く異質な国際政治的要請の産物であり、その両者を基盤とする「吉田路線」は深刻な「ねじれ」を抱えている。

たのである。

その後この構造的な「ねじれ」を内包させた「吉田路線」を継承することになった自民政権は、自民党内部と社会党を中心とする革新勢力からの批判にさらされることになった。すなわち、自民党の一部勢力は、日米安保条約に違和感を持ちながらも現実的感覚からそれを受け入れつつ憲法改正を唱えるようになり、革新勢力は護憲の立場から日米安保条約の破棄を唱えるようになる。「吉田路線」に内在する「ねじれ」が、戦後日本の政治勢力を二分させ、独特の「一九五五年体制」の形成を促したのであった。

しかしながら、冷戦の高まりのなか日米安全保障条約が定着し、国論の分裂により憲法改正が現実的選択肢とならないなかで、近代国民国家の形成に大衆を動員してきた伝統的ナシヨナリズムに訴えるレトリックに陥りがちな改憲論も、逆に近代的な国家概念を克服しようとする進歩主義に思想的支柱を見出した「非武装中立」の護憲論も、いずれも実際の政治の場での実現可能性という観点からは「非現実的」なものとなってしまった。一九六〇年代に定着した「吉田路線」は、実際の政策と乖離した観念的な保革対立を助長すると同時に解決策も提示できないまま「一九五五年体制」を固定化することとなり、国民の「独立心」に

内実を与えるという政治的責任を負うことができなかつたのである。

植田君は、芦田均がこの「吉田路線」に内在する構造的問題を同時代において見抜き、政治の空白化、責任政治の不在に警鐘を鳴らし続けたことを鋭く考察している。そして、そのことを可能にした基本的要因が、戦前から生成・発展し続けた芦田の「自由主義」であった。「自由主義」は時と場所によって多様な意味を付与される概念であるが、植田君はそれを「経済的には資本主義、政治的には議会制民主主義を正統化する理念体系」と定義する。芦田均は自身の「自由主義」を「立憲自由主義」と呼んだ。それは英国をモデルとする規範的な「自由民主主義」と置換可能であると植田君は論じる。芦田にとって「自由民主主義」は、「自由精神」を尊重する個人を代表する議会制民主主義を基礎とし、対外的には「国民外交」を実践し、民主主義国家間の「会議外交」による国際協調を図る規範的なものであった。

しかし芦田は、戦時下の議会において翼賛体制に抵抗するも、結局は政治的沈黙に追いやられ、立憲政治の挫折を経験した。戦後の民主主義は、無産階級を基盤に改革を追求する社会民主主義による進歩主義という一大潮流を形成

することとなるが、戦前に体制の内側から改革を志向していた芦田らは、従来の伝統と秩序を基盤に漸進主義を掲げる保守主義に基づく「自由民主主義」を推進しようとした。こうして戦後、一九二〇年代後半の自由主義論争以来断続的に続いていた「自由主義」の自己規定という作業は、社会民主主義による進歩主義と、漸進主義をとりながらも従来の伝統と秩序を基盤とする保守主義とに分化し、それぞれが自身の戦線の規定に腐心することになった。

しかし植田君は、保守内の「自由主義」をめぐる正統性をかけた闘争が、保守対立以上に熾烈であったことをより重視する。とりわけ、戦前に「立憲自由主義」の挫折を議員として経験した芦田均らは、吉田茂らに比べて「自由民主主義」の制度上の保障の重要性をより強く認識していたという。ゆえに芦田は、国民の代表である議会を「責任政治」の主体に育てることで民主主義における責任の所在を明確化しようとし、吉田政権の議会軽視と官僚重用を批判したのである。さらに芦田は、吉田の自由経済をアイデンティティーとする経済中心主義的な保守主義に対して、利害をめぐる経済問題もあくまで政治的に調節することの重要性を指摘し、中道政治の支柱である「寛容」こそが、真の保守主義であると論じた。すなわち芦田は、経済的自由

に対して政治的自由を強調したのである。

こうして芦田は、共産党による革命を左に、吉田の議会軽視と官僚の偏重を「反動」として右にみて、自らを中道に位置づけた。芦田にとっては、中道政治こそ、「自由民主主義」を実現する「保守本流」であったのである。芦田は、中道政治の実現のために、自身による中道右派の「自由民主主義」と、社会党を中心とする中道左派の社会民主主義の統合を試みた。

しかし、政局が「吉田路線」に基づく安全保障政策をめぐる対立軸によって「一九五五年体制」に収斂する過程で、改憲はあらゆる戦後改革からの反動と捉えられるようになる。すなわち、進歩・革新勢力は、社会民主主義勢力から共産主義勢力にいたるまで、本来内在させていた社会主義改革のための改憲論を封印し、保守による戦後改革に対する反動的改悪阻止のために、護憲で戦線を統一したのである。そして革新勢力の再統一への危機感から保守陣営も合同に至り、こうして成立した「一九五五年体制」は、経済学でいうところの「合成の誤謬」となったのである。

そうした「一九五五年体制」下で、最大野党の社会党は、改憲を阻止するのに必要な三分の一の議席を占めるものの、その後議席は頭打ちとなり、議会において野党としての一

定の影響力をもつに留まった。同時に、対米基軸による安全保障の確保と経済発展を円滑に進める国会運営が求められるなかで、自党内の改憲論も下火となっていた。芦田が求めた「自由民主主義」は、政局の対立軸が経済問題、そして安全保障問題へと収斂するなかで埋もれてしまったのである。

以上のように植田君は、芦田均の「自由主義」を起点に、占領期から「一九五五年体制」の成立までの戦後日本の政治外交史にいわば裏面から光を当てその複線性を解き明かすことによって、「吉田路線」に内在する「ねじれ」に由来する「一九五五年体制」の構造的問題を浮き彫りにするのである。

2 各章の要約

本論文の内容を簡単に要約すれば、以下のとおりである。まず序論は、上記の問題設定を論じ、多くの先行研究を整理しながら本論文の分析視角を明らかにする。

第一章「人と思想」は、芦田均が自身の「自由主義」を、自由民権運動から脈々と受け継がれた議会制民主主義の思想的基盤である「立憲自由主義」と自己規定していたこと論じ、芦田の「国民外交」や「中道政治」への意欲に支え

られた政治的行動の生成と発展を明らかにする。しかし、帝国憲法下における議会は責任政治の主体としての機能を果たし得ず、国家主義的全体主義の気運に乗じた軍部を中心とする専制の下で、芦田が求めた「立憲自由主義」はもろくも崩壊する。

第二章「敗戦と『立憲自由主義』の再興」は、終戦直後の芦田の「立憲自由主義」再建の取り組みと早期独立の試みを検証する。芦田は、政党政治の再建と憲法の改正に積極的に関わったが、それは芦田にとって「立憲自由主義」による「責任政治」を保障する盤石な制度を再建する作業であった。第一次吉田内閣期には、帝国憲法改正案委員小委員会の委員長として、修正案の最終的な取りまとめに中心的役割を担い、とりわけ「国民主権」（前文）と「戦争の放棄」（第九条）に関して力を注いだ。芦田は国民の代表である議会を責任政治の主体として厳密に制度化するとともに、「戦争の放棄」によって対外的に不戦を再保障し、法治主義により国際協調を追求する戦後国際政治に日本の存在価値を積極的に示すことで、一日も早い主権回復を目指したのである。そうした政治行動を支える「立憲自由主義」こそ、片山内閣の外相として芦田が発した、日本独立後の米軍の駐留を示唆する「芦田書簡」を始めとする芦田

イニシアティブの支柱でもあった。

第三章「初期占領政策と中道政治の運営」では、戦後民主主義の下再び過熱化する階級闘争が議会の運営を困難にするなかで、芦田が穏健な労働組合と提携を図ることで議会におけるイデオロギー間の妥協を図り、議会政治の機能を維持しようとしたことが考察される。この時期における芦田の中道政治論は、労働攻勢の過熱化、社会主義の急進化および共産主義勢力の拡張を阻む、予防的戦略の論理を有していた。そして芦田は、片山内閣の副総理兼外務大臣、およびその後自ら首相として、一九四七―四八年に二期にわたって中道政権を運営するなかで、社会問題ないしは経済問題における政治の優位、つまり「責任政治」の主体である議会における政策決定のプロセスを重視した。しかし、米ソ対立が不可避となるなか、対日占領政策が非武装・民主化から経済自立化に転換され、ドッジ・ラインをめぐる論争を契機として、政局が経済政策をめぐる対立軸へと転換していく。そうしたなか、中道政権下で在野にいた吉田茂らを中心とする自由経済を強調する保守の勢力が浮上することになる。芦田は、あくまでも政治的自由主義の論理から反ドッジ・ラインによる社会党との連携を模索するものの、芦田が求めようとした中道政治の接合点は、経済問

題をめぐる対立軸の先鋭化によって消失することになったのである。

第四章「再軍備運動と保守合同」は、芦田の再軍備運動に焦点を当て、安全保障政策をめぐる政治的対立軸が再形成され「一九五五年体制」の成立へとつながる過程を検証する。一九五〇年代に入り、朝鮮戦争勃発を契機とした冷戦のアジアへの拡大を背景に単独講和の機運が高まると、政局は次第に講和問題、そして再軍備問題をめぐる対立軸に再編されることになった。芦田は、単独講和に向けた保革横断の超党派外交を模索したが、吉田の積極的な対応を得られず、また頼みの社会党右派が党内で縮小するなか、両者を繋ぐ結節点を作りだすことはできなかった。そして、吉田が持ち帰った講和条約と日米安全保障条約の承認めぐり、講和問題は自衛権をめぐる再軍備論争へと展開した。そうしたなか芦田は、秘密外交となし崩しの手法によって実質的に再軍備を進める吉田政権の政治的手法を問題にした。芦田は、吉田政権の「政治指導精神」の欠如が、戦後民主主義を担い牽引すべき労働者、婦人、青年層や進歩的知識人を「非武装中立」、「無抵抗主義」および「反米主義」に追い込み、政策の民主的正当性を失わせていると糾弾した。芦田は、再軍備を目指す国民運動を展開したが、

植田君は、その芦田の再軍備論を、乖離を深める政治と国民を結び付けるとともに、「九条・安保体制」ともいわれる「吉田路線」の「ねじれ」を是正しようとするものでもあったと意義づける。その意味で芦田は、国民の戦後のナシヨナリズムを戦後民主主義と結び付けようとする点において、非武装中立論を展開した社会民主主義勢力が思想的支柱とみなした進歩的知識人と課題を共有していた。しかし、安全保障政策をめぐる対立が深まるなかで、芦田が見据えていた内政と外交をめぐる多様な路線は、記号化された改憲と護憲へと二分化され、芦田の「自由民主主義」も「一九五五年体制」の成立のなかに埋もれてしまうのである。

以上の考察を受けて、結論では、実際の政権を担う「保守本流」が展開した「吉田路線」に基づく経済中心主義という戦略、「傍流」となる反「吉田路線」が採用した伝統的国家主義のレトリック、そして保守対立の一翼を担う革新勢力の社会民主主義がそれぞれに対立するなかで、「吉田路線」に内在する根本的な「ねじれ」はむしろ固定化したことが整理される。それは、戦前期の多様性に起源をもつ「自由主義」の複線性が、紆余曲折を経ながら「吉田路線」および「一九五五年体制」という戦後日本政治外交の

構造のなかに埋もれていく過程に他ならなかったのである。

3 論文の評価

後知恵的にきれいに説明されがちな政治や外交の裏側には、実は挫折していった政策や、政治過程をとおして葬り去られた構想が数多く存在している。そして、現実となつて歴史の記録に残る政治外交史上の事実の多くは、ときに不合理なものも含めた諸条件のせめぎ合いの結果であることが多い。しかし、その種の埋もれた政治外交史の解明や、複雑な政治力学が生み出す史実の再構成は、事実が付随して残された記録や史料を追うだけでは困難である。

植田君は、本論文においてその種の困難な作業に正面から取り組み、戦後初期の日本政治外交史の複線性を浮き彫りにすることに成功した。とりわけ、「吉田路線」に基づく外交は、戦後日本に経済的繁栄をもたらした成功物語として描かれることが多いが、植田君が「吉田路線」の形成過程にいわば底から光を当て、その構造的なひずみを照らし出したことは、戦後日本の政治外交史研究における極めて創造的な貢献として高く評価できる。

そして、そのことを、芦田均の政治思想と政治行動を解明するという手法によって成し遂げたことは、思想史、政

治史、外交史の研究を融合させることに成功したことを意味している。これまでその種の複合的アプローチによる厚みのある日本政治外交史を手掛けている研究者は数えるほどしかおらず、今後の植田君の研究者としての成長が大いに期待され、楽しみでもある。

さらに第二に、本研究が芦田均研究として第一級であることも、併せて特筆される。これまで、芦田均は保守傍流として断片的に語られることが多かった。また、従来の芦田研究の多くは、中道政権の運営と再軍備運動を主な焦点としてきたが、それぞれ内政と外交という問題の質的違いゆえに、両者が合わせて論じられることはほとんどなかった。そのことは、一方では修正資本主義による中道政治の立役者、他方では反共主義による強硬な再軍備論者というように、芦田評価を分裂させてきた。本論文でも紹介されているように、改憲と再軍備を唱える芦田は、同時代において「昔の自由主義者が一躍して軍国主義になった」と揶揄されたが、それは「吉田路線」から生じた「一九五五年体制」的な言説にすぎないのであり、芦田においては思想的にも政治目的においても昔から揺らぎはなかったのである。

こうして植田君は、芦田には「自由主義」を思想的基盤

とした内政外交表裏一体の体系的論理があったことを、豊富な史資料を読み込むことで、説得力をもって論じる。本論文では、「自由民主主義」路線を軸とした統合的な芦田像が提示されているのと同時に、芦田の路線がまさに体系的で統一性を有していたがために、「ねじれ」を抱えゆがんだ現実の政治外交の展開のなかに埋もれてしまったことが明らかにされているのである。

第三に、上述の優れた特徴の一環として、占領期に芦田均が果たした政治外交上の役割に関して新たな解釈が加えられ、従来常識的に語られてきた説明に基本的な修正が施されていることも指摘しておかなければならない。特に重要なのは、戦後憲法の起草過程において、第九条第二項の冒頭に「前項の目的を達するため、」を挿入することを含む芦田の「試案」いわゆる後にいう「芦田修正」と、米ソ対立の機運が生じるなか講和後の米軍駐留を認める考えを片山内閣の外務大臣として米国に示した「芦田書簡」の解釈である。

前者は、自衛のための戦力保持を担保するためのもの、後者は後の日米安全保障条約の端緒として語られることが多い。しかし、植田君の分析によれば、それらの解釈は「一九五五年体制」的言説に他ならず、芦田の発想と意図

は全く別のところにあった。すなわち、憲法に関する「芦田修正」には、戦後の「自由民主主義」の実現のために日本の「自発性」を担保すると同時に、対外的には不戦を誓う「外交文書的重要性」が込められていた。そして、「芦田書簡」は、米ソ対立という新しい国際情勢の下で、米軍の有事駐留を前提に独立後の最大の主権確保を目論んだものであり、その意味で芦田の改憲論や再軍備論と併せて理解されるべきことであるという。加えて植田君は、芦田がサンフランシスコ平和条約第三章第五条、ならびに日米安全保障条約前文との関連において、「集団安全保障」から導かれる我が国の義務について深く認識していたことも的確に指摘している。

そうした芦田の一貫した思想と政治目的は、本論文が論じたとおり、現実政治のねじれた展開のなかに埋もれていくのであるが、その結果芦田の果たした役割の解釈もねじれていったのであった。まさに、妥当な解釈であるといえるだろう。

以上のように、芦田均研究をとおし戦後日本政治外交史に関する独創的で深い考察と洞察を示した本論文ではあるが、行動を規定する思想原理としての「自由主義」およびその戦後日本における多様な展開をさらに精緻化して提示

する課題が残っている。とりわけ本論文においては、吉田茂の「自由主義」についての詳細な考察があれば、芦田との比較の視座により深みがでただろう。そのことは、吉田の「経済的自由主義」と芦田の「政治的自由主義」を対比させるといって、やや表層的な論考の遠因でもあるだけに、今後の一層の研鑽が望まれる。

また、戦後日本政治外交史における「自由主義」の特性をより鮮明に示すには、「一九五五年体制」成立後を視野に入れ、芦田のみならず、吉田茂、鳩山一郎、石橋湛山、西尾末広、片山哲ら戦前派の自由主義者、あるいは丸山眞男ら戦中派、そしてそこに批判を加える次世代の自由主義者の、国際情勢、内政、外交に対するそれぞれの思想的態度に関するより詳細な比較を行い俯瞰する必要があるだろう。

さらに、斬新で創造的な論点が示されているにもかかわらず、その説明の仕方に明晰さに欠けるところが残り、表現が不必要に冗長な個所が散見される。すでに本論文の英語での出版の誘いがあると聞くが、英訳の作業を契機に記述の論理的・一貫性を高め、同時にそれを日本語での出版作業にも活かすよう期待する。

以上のとおり、審査員一同は、本研究のさらなる発展を

願いつつ、本博士学位請求論文が極めて創造的であつ高い
実証性を兼ね備えた先駆的な学術的研究であることを認め、
博士(法学)(慶應義塾大学)の学位を授与するのに適当
と判断する次第である。

二〇一一年二月二十四日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 Ph.D.	添谷 芳秀
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 法学博士	赤木 完爾
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 博士(法学)	玉井 清

藤森智子君学位請求論文審査報告

はじめに

藤森智子君から提出された学位請求論文「日本統治下台湾における国語普及運動―「国語講習所」をめぐる総督府の政策とその実際(一九三〇―四五)―」は、日本統治期に「国語」(日本語)が台湾民衆に対してどのように浸透していったのか、台湾総督府の国語普及政策と台湾社会における普及の実際を検討している。日本の植民統治研究の複雑性は、被統治社会にとって、植民統治期がいわゆる「近代化」の時期と重なるところにある。日本統治下台湾の教育は日本への同化の手段であったが、同時に公教育の機能を有し、社会の近代化をもたらす役割を果たした。言語の統一は、近代国家成立の一つの要素と考えられる。「国語」は、コミュニケーションの手段、近代的知識吸収の手段として機能すると同時に、社会・国家を運営する機能も有する。植民統治下では国語教育が天皇制国家の理念を育成する手段となったことは既に多くの研究者によって